

7

入所施設（特別養護老人ホーム等）

特別養護老人ホームとは

高齢福祉課 高齢者相談係

☎03(5803)1382

シビックセンター9階 南側

原則要介護3以上の認定を受けた方で、身体上または精神上著しい障害があるため、常時介護が必要で、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の方等が入所して生活する施設です。なお、地域密着型特別養護老人ホームは文京区の被保険者、かつ、文京区に住民票がある方が利用できるサービスです。

要介護1・2の方でもやむを得ない事情※により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合は、特例的に入所を認めること（特例入所）があります。要介護1・2の方についても、優先度の判定を行い、区で定める要件に合致する場合には、特例入所の対象者として申込みを受付けます。

※やむを得ない事情とは

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤子ども、若者が家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる状況にあり、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

● 〈入所について〉

特別養護老人ホームへの入所の必要性の高い方が優先的に入所できる仕組みとして「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を策定しています。

優先度の判定は、「文京区特別養護老人ホーム入所基準（入所指針別表）」に基づき、合計点の高い順に入所希望者名簿に記載します。名簿は年4回（4月、7月、10月、1月）更新しています。申込みされると提出された時点での入所申込書に基づく点数がそのまま継続されます。なお、入所申込みをした後、心身の状態や家族の状況等が変わった場合は、再度申込みが必要となります。

● 〈入所申込について〉

一度に複数の施設に入所申込みをすることができます。（区内特別養護老人ホームは最大5施設まで。洛和ヴィラ文京春日については、ユニット型個室と従来型で2施設として数えます。）施設内での生活や医療対応状況については、各施設にお問い合わせください。

必要書類

- ①入所申込書（高齢福祉課・区内特別養護老人ホームで配付。文京区ホームページからもダウンロードできます）
- ②介護保険被保険者証（写し）
- ③在宅の方のみ直近3か月の介護保険サービス利用票及び介護保険サービス利用票別表(写し)
要介護1又は2で特例入所の対象に該当すると思われる方は④⑤を追加
- ④特例入所調査票
- ⑤愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、申請時に手帳の提示が必要。

申込先

- ①文京区内の特別養護老人ホームへ入所を希望する方
→直接、区内各特別養護老人ホームへ（最大5施設まで申込み可能）
- ②文京区外の特別養護老人ホームへ入所を希望する方
→高齢福祉課へ（申込施設数分の書類をお持ちください）

申込方法

入所申込書は、原則として施設または高齢福祉課に直接持参して受付けていますが、感染症予防の観点から、郵送での申込みも受付けています。郵送で申込む場合は、必要書類一式に加え、申込書の写しを送付するための返信用封筒を同封してください。また、入所申込書には施設または高齢福祉課から申込内容等について確認する際の連絡先を記入し、申込書署名欄は必ず直筆で記入してください。なお、受付日は入所申込書が施設または高齢福祉課に到達した日付となりますので、ご注意ください。

● 〈入所申込書の有効期限について〉

入所申込書の有効期限は、受付日から3年後の12月末です。なお、期限到来前に対象の方に継続申込手続きに関するご案内を区から送付します。（例：令和7年1月～12月の間に申込みした場合、令和10

7

入所施設（特別養護老人ホーム等）

年12月末まで有効)

●区内の特別養護老人ホーム

名称	所在地	電話
文京くすのきの郷	大塚4-18-1	☎03 (3947) 2801
文京白山の郷 ※令和7年4月から大規模改修 工事により一時休止	白山5-16-3	☎03 (3942) 1887
文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	☎03 (3827) 5420
ゆしまの郷	湯島3-29-10	☎03 (3836) 2566
洛和ヴィラ文京春日 (ユニット型個室)	春日1-9-21	☎03 (5804) 6511
小石川ヒルサイドテラス	春日2-4-8	☎03 (5804) 0088

●区内の地域密着型特別養護老人ホーム

名称	所在地	電話
洛和ヴィラ文京春日(従来型)	春日1-9-21	☎03 (5804) 6511
文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1	☎03 (3941) 6669
文京小日向の家	小日向1-23-26	☎03 (5810) 1756

●文京区外の特別養護老人ホーム

名称	所在地	電話
あそかのぞみの郷	荒川区西尾久1-1-12	☎03 (3893) 3517
第2サンシャインビル	福生市福生3244-10	☎042 (553) 3701
青梅園	青梅市長淵6-464-1	☎0428 (24) 0500
第二徳寿園	八王子市美山町861-1	☎042 (652) 0521
諏訪の森	八王子市諏訪町110-2	☎042 (652) 3711
ケアポート板橋	板橋区舟渡3-4-8	☎03 (3969) 3101
第2カントリービル青梅	青梅市長淵1-939-1	☎0428 (21) 5531
信愛の園	清瀬市梅園2-3-15	☎042 (492) 1551

●その他の老人ホーム

種別	対象	年齢制限	費用	問合せ
養護老人ホーム	環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方	65歳以上	利用者の収入、扶養義務者の課税額に応じた額	高齢福祉課 高齢者相談係
軽費老人ホーム	[A型・B型] 住宅事情などにより、家庭で生活することが困難な方〔ケアハウス〕自炊できない程度の健康状態で、独立して生活するには不安が認められる方	60歳以上	[A型] 給食付施設：収入に応じた額 [B型] 自炊施設：収入に応じた額 〔ケアハウス〕収入に応じた額のほかに生活費・管理費	各施設に直接申込 (施設の所在地などは高齢福祉課高齢者相談係にお問合せください。)
有料老人ホーム	介護が必要な方、自立の方(それぞれの施設ごとに異なる)	おおよそ60歳以上	それぞれの施設ごとに設定(入居一時金、利用料等施設ごとに異なる)	各施設に直接申込 (公社)全国有料老人ホーム協会 ☎03 (3548) 1077